

歳末いきいきサロン支援事業実施要綱

(目的)

第1条 年末に地域で行われているふれあいきいきサロン（以下「サロン」という。）の活動が、さらに充実した内容となるように補助金を交付する。

(対象)

第2条 月1回以上活動を行っているサロンを対象とする。

(期間)

第3条 期間は12月1日～12月31日とする。

(補助金)

第4条 活動経費の一部を社協で補助する。金額の上限は、下記のとおりとする。

- (1) 12月のサロン参加者（ボランティア含む）の実人数が29人以下のサロン…
10,000円
- (2) 12月のサロン参加者（ボランティア含む）の実人数が30人以上のサロン…
15,000円

(申請方法)

第5条 事業終了後、所定の用紙に記入の上、サロン代表者が申請する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は会長が決定する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から実施する。